

香川県教育職員免許状再授与審査会規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

香 川 県 教 育 委 員 会

香川県教育委員会規則第 4 号

香川県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和 4 年文部科学省令第 5 号。以下「省令」という。）

第 6 条の規定に基づき、香川県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人以内で組織する。

2 省令第 3 条第 1 項に規定する児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

(1) 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識経験を有する者

(2) その他香川県教育委員会が適当と認める者

3 教育委員会（香川県教育委員会以外の教育委員会を含む。）の職員は、委員となることができない。

(会議)

第 3 条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会の会議に係る事案に直接の人間関係又は特別の利害関係を有する委員は、当該事案に係る議決に加わることができない。この場合において、当該委員の数は、省令第 5 条第 2 項に規定する会議に出席した委員の数に算入しない。

3 審査会の会議は、公開しない。

(参考人)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、参考人（審査会の会議に係る事案に関する専門的事項、当該事案の事実関係等について証言する者をいう。）に対し、審査会の会議に出席することを求め、その意見を聴くことができる。

(秘密を守る義務)

第 5 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、香川県教育委員会事務局義務教育課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審査会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。